

# 第36回全国健康福祉祭とっとり大会 岩手県選手団派遣業務仕様書

## 1 目的

別添「第36回全国健康福祉祭とっとり大会派遣計画」に基づき、当財団が標記大会に派遣する岩手県選手団（以下「選手団」という。）の交通機関、宿舎の手配等の必要な業務を行うことを目的とする。

## 2 委託業務名

第36回全国健康福祉祭とっとり大会岩手県選手団派遣業務

## 3 委託期間

令和6年 月 日（契約日）から令和6年12月27日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 交通手段の手配等

① 派遣計画に掲げる選手等のうち160人の開催地との移動に係る次のア～ウの交通手段の申込受付及び手配を行う。

ア 10月18日（金）出発の選手等（全選手が対象）の申込受付、手配の内容

（ア） いわて花巻空港から伊丹空港までの航空券（80人）

（イ） 仙台空港から伊丹空港までの航空券（80人）

（ウ） 上記（ア）及び（イ）が伊丹空港から10月18日宿泊指定宿舎（鳥取市内を予定。以下「前泊指定宿舎」という。）まで移動する貸切バス（必要な台数）

※上記（ア）及び（イ）の航空券は、複数の便での手配を可とし、その手配する便に合わせてそれぞれ必要な台数の貸し切りバスを配車すること。

イ 10月21日（月）帰県の選手等（対象人数40人）の申込受付、手配の内容

（ア） 集合場所（鳥取市内を予定）から伊丹空港までの貸切バス（必要な台数）

（イ） 伊丹空港からいわて花巻空港までの航空券（20人）

（ウ） 伊丹空港から仙台空港までの航空券（20人）

※上記（イ）及び（ウ）の航空券は、複数の便での手配を可とする。

ウ 10月22日（火）に帰県する選手等（対象人数120人）の申込受付、手配の内容

（ア） 次の（イ）及び（ウ）が集合場所（鳥取市内を予定）から伊丹空港まで移動する貸切バス（必要な台数）

（イ） 伊丹空港からいわて花巻空港までの航空券（80人）

（ウ） 伊丹空港から仙台空港までの航空券（40人）

※上記（イ）及び（ウ）の航空券は、複数の便での手配を可とし、その手配する便に合わせてそれぞれ必要な台数の貸し切りバスを配車すること。

② 役員・事務局（計8人）の10月18日（金）、20日（日）、21日（月）及び23日（水）の開催地との移動に係る以下の交通手段の手配

ア 10月18日（金）出発の役員・事務局（5人）のいわて花巻空港から鳥取市内までの交通手段

- イ 10月20日(日) 出発の役員・事務局(3人)のいわて花巻空港から鳥取市内までの交通手段
  - ウ 10月20日(日) 帰県の役員・事務局(2人)の鳥取市内からいわて花巻空港までの交通手段
  - エ 10月21日(月) 帰県の役員・事務局(2人)の鳥取市内からいわて花巻空港までの交通手段
  - オ 10月23日(水) 帰県の役員・事務局(4人)の鳥取市内からいわて花巻空港までの交通手段
- なお、役員・事務局は、選手とは別に移動することを基本とするが、申し込み状況等によっては選手に同行することも可。

③ 10月20日(日)、21日(月)の各競技会場への移動に使用するレンタカーの手配

ア 車両タイプ：乗用車(1,300CCクラス)

イ 台数：2台

ウ 借用期間：令和6年10月19日(土)16時～同10月20日(日)18時 1台  
令和6年10月20日(日)16時～同10月21日(月)18時 1台

エ 保険・補償：対人補償：1人につき無制限、対物補償：1事故につき無制限、車両補償：1事故につき車両時価額まで、人身傷害補償：1人につき3,000万円。

なお、レンタカー会社の定めによるノンオペレーションチャージ補償への加入手続きを行うこと。

オ その他：カーナビ、ETC車載器を装備していること

(2) 宿泊手配

役員・事務局の10月19日(土)から22日(火)までの鳥取市内(鳥取駅周辺)又は近隣地域の宿泊施設の手配

- ① 10月19日(土)1泊の宿泊：シングル2部屋
- ② 10月19日(土)、20日(日)2泊の宿泊：シングル2部屋
- ③ 10月19日～22日(火)4泊の宿泊：シングル1部屋
- ④ 10月20日(日)～22日(火)3泊の宿泊：シングル3部屋

※上記①～④は、原則同じ宿泊施設とするが、複数の宿泊施設となる場合は、徒歩で移動可能な範囲内の宿泊施設を手配すること。

※選手の宿泊手配は、ねんりんピック開催県(宿泊・輸送センター)を通じて事務局が必要数の申込みを行い手配する。

(3) 旅行傷害保険の手配

選手164人、役員・事務局8人の10月18日自宅出発から10月21日又は10月22日、あるいは10月23日(役員・事務局)自宅到着までの間の旅行傷害保険への加入手続き(死亡・後遺障害補償：1,200万円、入院日額：5,000円、通院日額：3,000円相当以上)

(4) 添乗員等の手配

- ① 10月18日(金)出発及び10月22日(火)帰県の手配を希望した選手に同行し、旅行業務の全般的処理に係る添乗員1人以上の派遣。
- ② 10月18日(金)出発の手配を希望した選手のいわて花巻空港及び仙台空港における搭乗手続き等を行う案内員の配置(各空港1人以上)。

(5) 選手団の派遣に係る費用の支払い・徴収事務

- ① 岩手県選手団の派遣に係る交通機関及び旅行傷害保険費用の支払い業務
- ② 大会期間中の宿泊代・弁当代・選手団バス乗車証代等ねんりんピック開催県(宿泊・輸送センター手配分)への支払い業務
- ③ ユニフォーム調達業者へのユニフォーム代金の支払い業務
- ④ 前記①～③に係る費用のうち、「4 負担区分」に定める割合に応じた選手の自己負担金の徴

## 収業務

⑤ 前記①～④について、選手の事情等により変更や取消があった場合の精算業務

### (6) その他

派遣する競技団体及び選手登録された個人の意向により、上記の人数は増減する場合がある。

なお、派遣計画に掲げる補助対象人数を超えて参加する競技については、同計画を超える者に係る財団からの補助は行わず、当該参加者が費用の全額を負担する。

## 5 負担区分

別表「派遣経費の負担区分」のとおり。

## 6 その他

(1) 選手団の開催地との往復移動は、原則として現地集合、現地解散としているが、選手等が事務局手配を希望する場合の対応として、上記4(1)①のア、イ及びウに記載する交通手段の確保等を行うものであり、往復ともに選手の状況によってはキャンセル、変更又は追加手配等が必要になる場合がある。

(2) 10月18日(金)の到着地(前泊指定宿舎)及び10月21日(月)、22日(火)の出発地は鳥取市内を予定しているが、宿泊施設の決定状況等によっては他の地域になる場合がある。

(3) 10月18日(金)出発の選手団は、前泊指定宿舎を集合場所とし、当該宿舎において「結団式・夕食会」の実施を予定しているため、必要に応じて飲食等の手配を行い、その経費は、「派遣経費の負担区分」における宿泊料と同様に取り扱う。

(4) この仕様書に定めのない事項及び業務履行中においてやむを得ない事由等により発生する仕様の変更については、委託者と受託者が協議して決定するものとし、必要に応じて変更契約の手続きを行う。